

安全で良好な生活環境の確保

1 大気環境の保全

1 大気環境の現況

県では大気汚染状況を把握するため一般環境大気測定局(15局)及び自動車排出ガス測定局(1局)を設置し、常時監視を行っています。平成22年度は、二酸化硫黄(1)二酸化窒素(2)一酸化炭素(3)浮遊粒子状物質(4)ともすべての測定地点で環境基準(5)を達成しました。また、光化学オキシダント(6)は、すべての測定局で環境基準を達成できませんでした。

測定局・測定項目一覧表

1 一般環境大気測定局

地区	市町	測定局	測定項目			
			二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
村山	山形市	1 山形十日町				
		2 山形飯田				
	天童市	3 天童老野森				
	上市市	4 上山元城内				
	寒河江市	5 寒河江西根				
置賜	村山市	6 村山楯岡笛田				
	米沢市	7 米沢金池				
庄内	長井市	8 長井高野				
		9 酒田若浜				
	酒田市	10 酒田光ヶ丘				
		11 酒田上田				
	遊佐町	12 遊佐				
	庄内町	13 余目				
鶴岡市	14 鶴岡西新斎					
最上	新庄市	15 新庄下田				

2 自動車排出ガス測定局

地区	市町	測定局	測定項目			
			浮遊粒子状物質	二酸化窒素	一酸化炭素	炭化水素(7)
村山	山形市	山形下山家				

3 発生源局

庄内	酒田市	発生源局	酒田共同火力発電所
----	-----	------	-----------

- (1) 二酸化硫黄 / 重油や石炭の燃料に含まれる硫黄分が燃える過程で生成され、主に工場などから排出されます。
- (2) 二酸化窒素 / 物が燃える過程で生成され、工場や自動車などから排出されます。
- (3) 一酸化炭素 / 物の不完全燃焼により発生し、主に自動車から排出されます。
- (4) 浮遊粒子状物質 / 大気中に浮遊している10μm以下の小さな粒子状の物質で、ディーゼル車などから排出されます。
- (5) 環境基準 / 私たちの健康と生活環境を守るため、維持されることが望ましい基準として設定されています。
- (6) 光化学オキシダント / 大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線により光化学反応を起こして発生するオゾン等の酸化力の強い物質をいいます。濃度が緊急時の発令基準(0.12ppm)を超えた場合は、注意報等を発令し、必要な対応を行います。
- (7) 炭化水素 / 塗料、印刷インキ、接着剤、クリーニングに使われる溶剤などから発生するほか、自動車の排気ガスからも排出されます。

2 工場・事業場の固定発生源対策

「大気汚染防止法」により、工場や事業場から排出されるばい煙などの排出規制が行われており、ばい煙や一般粉じんなどを発生させる施設への立入検査を実施し、適正な施設管理の監視、指導を行っています。

3 騒音・振動・光害対策

騒音及び振動については、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、13市16町において規制地域を指定(平成22年度末現在)するとともに、工場や建設作業など事業活動から発生する騒音や振動の規制を行っています。さらに、「県生活環境保全条例」により拡声機の使用や深夜のカラオケ営業等の近隣騒音について規制を行っています。

自動車騒音については、一部環境基準を達成していない地域もあることから、関係機関で連携を図り、各種施策を総合的に推進していく必要があります。

また、光害に係る目立った被害苦情は寄せられていません。

4 悪臭防止対策

悪臭については、「悪臭防止法」に基づき、物質濃度規制は7市6町、臭気指数規制は6市10町で規制地域を指定(平成22年度末現在)し、工場・事業場から排出される悪臭の規制を行っています。

2 水環境の保全

1 水環境の現況

河川や湖沼、海などの「公共用水域」について、水質測定計画に基づき75水域、109地点で水質の監視を実施しました。平成22年度は人の健康の保護に関する環境基準はすべての地点で達成しましたが、生活環境の保全に関する環境基準については、2水域でBOD(8)の環境基準値を達成できませんでした。

地下水については、合計149地点で概況調査、継続監視調査などを行いました。平成22年度の調査では、環境基準値を超過した地点が確認されました。

また、県内11の海水浴場において、遊泳期間前の5、6月に水質調査を行いました。すべてが海水浴場に適した水質でした。

- (8) BOD(生物化学的酸素要求量) / 水中の汚れが微生物によって分解されるときに必要な酸素の量で、数値が大きければ汚れています。

2 生活排水対策

市街地を流れる中小河川では、生活排水による汚濁が見られます。県では、総合的に生活排水対策を展開する「第二次県全域生活排水処理施設整備基本構想」に基づき、市町村及び関係部局と連携を図りながら、下水道、農業集落排水、浄化槽というような、生活排水処理施設の整備を進めています。

平成23年3月には、人口減少や、高齢化世帯の増加、厳しい財政状況など、社会情勢が大きく変化したため、全ての市町村において将来人口や地域実情を考慮した施設整備を再検討するなど見直しを行い、平成27年度における新たな目標普及率を91%としました。

